



閲覧図書等提供事務処理要領の改正について(通知)

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成14年11月5日

管第1823号
平成14年10月28日

日野総合事務所県土整備局長
各地方県土整備局長
鳥取港湾事務所長 } 様

県土整備部長
(公印省略)

閲覧図書等提供事務処理要領の改正について(通知)

このことについて、平成14年10月28日付で別紙のとおり全部改正しましたので、以後は、別紙にしたがって適正に事務を処理してください。

記

(主な改正点)

- (1) 名称の変更 新: 鳥取県県土整備部工事用図面等閲覧・複写要領
旧: 鳥取県土木部閲覧図面等提供事務処理要領
- (2) コピー業者の指定を各整備局で各々行うこととした点。
- (3) 組織改正に伴う各組織名称の変更。

閲覧図書等提供事務処理要領

第1 目的

鳥取県県土整備部に係る工事の図面等の業者への提供について、図面等の複製をコピー業者に依頼し、すべての入札参加業者が有料で図面等を入手できる体制を整えることにより、適正な積算を行うことができることを支援することを目的とする。

第2 対象工事

対象工事は、入札参加業者の指名通知日から、入札日までが15日以上(ただし、土・日曜日及び祝祭日を除く。)の土木工事とする。

第3 コピー業者の選定

- 鳥取県部鳥取・八頭・倉吉・米子地方県土整備局及び日野総合事務所県土整備局(以下「県土整備局」という。)は、これを実施するに当たり、各年度毎にコピー業者(以下「選定業者」という。)を各々選定するものとする。
- 選定業者は、対象管内の県土整備局長に対して別紙1の誓約書を提出し、この事務処理要領に基づく図面等の提供を適正に執行するものとする。
- 各県土整備局長は、対象管内における選定業者がこの事務の執行に当たり適正に業務を履行していないと認められた場合は、改めて業者を選定することができる。

第4 事務処理の方法

- 県土整備部管理課または各地方県土整備局総務課等において、対象工事に係る入札参加業者を指名しようとする場合は、閲覧図面等提供対象工事お知らせ票(様式1)を指名通知と合わせて送付するとともに、速やかに指名機関において、対象工事お知らせ票(様式2)に必要な事項を記入の上、選定業者にファクシミリ送信するものとする。
- 県土整備局において対象工事の設計図書の閲覧を行う場合は、設計図面等購入申込書(様式3-1)及び設計図面等貸出申込書(様式3-2)を閲覧場所に備えるものとする。
この場合、設計図面等購入申込書に、対象工事番号、工事名、指名通知年月日及び購入申込期限を加筆するものとする。
- 対象工事の入札参加業者のうち、設計図面等の購入を希望するものは、図面等の提供申込締切期日(指名通知日から3日後の午後3時)までに、設計図面等購入申込書に必要な事項を記入するものとする。
- 対象工事の入札参加業者自らが、設計図面等を複写する場合は、設計図面等貸出申込書に必要な事項を記入し、設計図面等の貸出を受けるものとする。
- 選定業者は、購入申込者がある場合は、県土整備局総務課等において、設計図書等貸出申込書(様式4)を記入の上、設計図書(監督員設計書)を借り受けるものとする。

- 6 選定業者は、図面等の提供申込締切期日以降速やかに、設計図面等購入申込書により設計図面等一式を複製の上、成果品及び請求書を購入申込みをした業者に代金着払いで送付するものとする。
なお、発送は指名通知日から4日以内に完了するものとする。
- 7 選定業者は、上記5の処理が終了後速やかに(指名通知日から4日後の午後3時まで)に借り受けた設計図書等を県土整備局総務課等へ返却するものとする。
- 8 上記4のときは、選定業者が上記7により設計図面等を返却した後、入札参加業者は県土整備局総務課等から設計図面等を借り受け、複写等作業終了後速やかに返却するものとする。
なお、貸出先等が確認できるように、入札参加業者は、設計図面等貸出申込書に記入するものとする。

付則 この要領は、平成11年4月1日から施行するものとする。

付則 この要領は、平成13年4月1日から施行するものとする。

付則 この要領は、平成14年10月1日から施行するものとする。

(参考)旧 閲覧図書等提供事務処理要領

第1 目的

鳥取県土木部に係る工事の図面等の業者への提供について、図面等の複製をコピー業者に依頼し、すべての入札参加業者が有料で図面等を入手できる体制を整えることにより、適正な積算を行うことができることを支援することを目的とする。

第2 対象工事

対象工事は、入札参加業者の指名通知日から、入札日までが15日以上(ただし、土・日曜日及び祝祭日を除く。)の土木工事とする。

第3 コピー業者の選定

- 1 鳥取県土木部管理課は、これを実施するに当たり、別に定める方法により各年度毎にコピー業者(以下「選定業者」という。)を日野総合事務所、鳥取・郡家・倉吉・米子土木事務所(以下「土木事務所等」という。)管内別に選定するものとする。
- 2 選定業者は、鳥取県土木部長に対して別紙1の誓約書を提出し、この事務処理要領に基づく図面等の提供を適正に執行するものとする。
- 3 鳥取県土木部長は、選定業者がこの事務の執行に当たり適正に業務を履行していないと認めた場合は、改めて業者を選定することができる。

第4 事務処理の方法

- 1 土木部管理課または土木事務所等総務課において、対象工事に係る入札参加業者を指名しようとする場合は、閲覧図面等提供対象工事お知らせ票(様式1)を指名通知と合わせて送付するとともに、速やかに指名機関において、対象工事お知らせ票(様式2)に必要事項を記入の上、選定業者にファクシミリ送信するものとする。
- 2 各土木事務所において対象工事の設計図書の閲覧を行う場合は、設計図面等購入申込書(様式3-1)及び設計図面等貸出申込書(様式3-2)を閲覧場所に備えるものとする。
この場合、設計図面等購入申込書に、対象工事番号、工事名、指名通知年月日及び購入申込期限を加筆するものとする。
- 3 対象工事の入札参加業者のうち、設計図面等の購入を希望するものは、図面等の提供申込締切期日(指名通知日から3日後の午後3時)までに、設計図面等購入申込書に必要事項を記入するものとする。
- 4 対象工事の入札参加業者自らが、設計図面等を複写する場合は、設計図面等貸出申込書に必要事項を記入し、設計図面等の貸出を受けるものとする。
- 5 選定業者は、購入申込者がある場合は、土木事務所等総務課において、設計図書等貸出申込書(様式4)を記入の上、設計図書(監督員設計書)を借り受けるものとする。
- 6 選定業者は、図面等の提供申込締切期日以降速やかに、設計図面等購入申込書により設計図面等一式を複製の上、成果品及び請求書を購入申込みをした業者に代金着払いで送付するものとする。
なお、発送は指名通知日から4日以内に完了するものとする。
- 7 選定業者は、上記5の処理が終了後速やかに(指名通知日から4日後の午後3時まで)に借り受けた設計図書等を土木事務所等総務課等へ返却するものとする。
- 8 上記4のときは、選定業者が上記7により設計図面等を返却した後、入札参加業者は土木事務所等総務課等から設計図面等を借り受け、複写等作業終了後速やかに返却するものとする。
なお、貸出先等が確認できるように、入札参加業者は、設計図面等貸出申込書に記入するものとする。

付則 この要領は、平成11年4月1日から施行するものとする。

付則 この要領は、平成13年4月1日から施行するものとする。

閲覧図書等提供対象工事のお知らせ

この度の工事は、希望される方に閲覧図書のうち図面及び数量計算書を有料で購入、または貸出を受け複写することができます。

提供を希望される方は、閲覧指定場所に購入、又は貸出申込書を備えていますので、期限までに申し込み手続きをしてください。

なお、閲覧図面等の貸出を受けることができるのは、指名通知日から5日目以降となりますので、ご了承ください。貸出は、半日単位(例:午前11時貸出の場合であっても返却は正午までとする。)とします。

申込期限 指名通知日から3日後の15時(土・日曜日及び祝祭日を除く)

斡旋価格 A0版〇〇円/枚、A1版〇〇円/枚、A3版〇〇円/枚

斡旋業者 〇〇〇〇

様式-2

閲覧図書等提供対象工事のお知らせ

平成 年 月 日

選定業者名

発注機関総務係

下記のとおり、閲覧図書等提供対象工事の閲覧を〇〇県土整備局で行いますので、事務処理要領に従って進めてください。

記

工事番号 〇〇〇〇〇

指名通知日 平成 年 月 日

申込期限 平成 年 月 日 15時

誓 約 書

〇〇県土整備局長 殿

当社は、鳥取県で実施される閲覧図書提供にあたり、閲覧図書等提供事務処理要領に従って誠実に業務を遂行するとともに、下記事項について厳守することを誓います。

記

- 1 閲覧図書等提供事務処理要領により生ずる権利又は義務を、第3者に譲渡し、又は承継させないこと。
やむを得ない場合は、〇〇県土整備局長に事前に承諾を得ること。
- 2 業務遂行にあたり、第3者に損害を与えた場合又は第3者との間に紛事生じた場合は、すべて本職の責任において解決すること。
- 3 業務遂行に当たり、知り得た情報及び借り受けた図書等を他に漏洩又は転用等の一切の行為は行わないとともに、秘密の保持に努めること。
- 4 その他、定めのない事項については、〇〇県土整備局長の指示に従うこと。

年 月 日

住 所
会社名
代表者